

フリーランスの関係する契約に、

組合が作成する 標準契約書又は 標準契約約款を 活用しよう!



組合※による標準契約書又は標準契約約款の活用

(※中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合・中小企業団体の組織に関する法律に基づく商工組合)

標準契約書・標準契約約款・ひな形の活用は、業種に適応した共通事項を定めるもので、

●発注者となる事業者にとって、

- ・下請代金法やフリーランス法で求められる明示義務を果たすことができるだけでなく、漏れなく契約条件を明示することもできるなど、適正な取引を実現することができる

●受注者となる事業者にとって、

- ・条件を予め提示することができ、条件の改善や価格交渉の強化を実現できる

●また、両者にとって、

- ・個々の発注においては簡潔なやりとりで完了できる
- ・詳細な条件を予め明示でき、トラブルの未然防止や早期解決につながる

●さらに、組合とつても、

- ・事業や業界性質に特化した契約内容について、組合員事業者に提示・支援ができる

といったメリットがあります!

標準契約書等を活用する場合は、個別取引に際して作成する契約書や見積書（あるいは発注書）に「その他の事項は、XXXXXXXX 組合作成の『標準契約書（標準契約約款）』（202X年00月00日策定）によります」と記載することで、標準契約書等の定めが個別取引にも適用されることになります。



全国中小企業団体中央会

第1

発注者となる事業者及び その組合の方へ

I 事業者が組織する組合による標準契約書ないし標準契約約款の作成

事業者によって組織される組合において、「標準契約書」又は「標準契約約款」を作成し、組合員事業者の使用する契約書、あるいは発注書（あるいは見積書）に、「標準契約書、あるいは標準契約約款に準拠する」旨の記載を行うことによって、組合員事業者の事業取引について、今まで契約書無しに行われていたものが、契約書によって契約が規律されるようになります。

II フリーランスに対して業務を発注する事業者が組織する組合による標準契約書ないし標準契約約款の作成

人手不足の中、フリーランスに対して安定的に業務を発注するためには、フリーランスとの契約条件を明確にして業務を発注するようにすることが有効です。

フリーランスに対して業務を発注する事業者によって組織される組合において、組合員事業者がフリーランスを相手方として行う取引につき、発注する業務内容からみて合理的な内容となる標準契約書又は標準契約約款を作成し、組合員事業者において、フリーランスに発注する場合に、フリーランスとの契約書に「XXXXXXXX組合の標準契約書に準拠する」旨の記載を行い、あるいは組合員事業者がフリーランスを相手方として使用する発注書に「XXXXXXXX組合の標準契約約款に準拠する」旨の記載を行うことによって、組合員事業者がフリーランスを相手方として発注する業務が、いまままで契約書無しに行われていたものが、契約書または約款によって規律されるようにすることができます。

III フリーランスが組織する協同組合による標準契約書ないし標準契約約款の作成

フリーランスの権利を保護するためには、フリーランスの相手方事業者との契約の条件を明確にして業務を受託するようにすることが有効です。

フリーランスが組織する組合において、組合員のフリーランスが発注者から業務を受託する際に利用できる、フリーランスの権利が保護される内容の標準契約書又は標準契約約款を作成し、組合員のフリーランスが使用する契約書に「XXXXXXXX組合の標準契約書に準拠する」旨の記載を行うことによって、あるいは組合員のフリーランスが発注者を相手方として使用する見積書に「XXXXXXXX組合の標準契約約款に準拠する」旨の記載を行うことによって、組合員のフリーランスの受託する業務が、いまままで契約書無しに行われていた、ないしフリーランスにとって不利な内容により行われていた契約が、フリーランスの権利が保護される内容の契約によって規律されるようになります。

第2

受注者となる事業者及び その組合の方へ

I フリーランスを組合員とする組合は、

「標準契約書」又は「標準契約約款」を作成し、組合員のフリーランスが業務の受託を受ける際に使用する契約書に「XXXXXXXX組合の標準契約書に準拠する」旨の記載を行い、あるいは組合員のフリーランスが業務の受託を受ける際に使用する見積書に「XXXXXXXX組合の標準契約約款に準拠する」旨の記載を行うことで、取引条件の改善、価格交渉力の強化を実現することができます。

II 発注先(受注者)のフリーランスが発注者となる場合には、

「標準契約書」又は「標準契約約款」を作成し、組合員事業者が発注する際に使用する契約書に「XXXXXXXX組合の標準契約書に準拠する」旨の記載を行い、あるいは組合員事業者が発注する際に使用する発注書に「XXXXXXXX組合の標準契約約款に準拠する」旨の記載を行うことで適正な取引を実現することができます。

「標準契約書又は標準契約約款の概要」

通常、組合員の取引に当たり、権利義務の内容で規定されるのは、財又はサービスの提供業務の内容、代金、業務遂行上の義務、損害の賠償、業務用物品の取扱い、契約期間、契約の解除に関する規定などです。

例えば、納入する製品やサービスの価格

納品に係る支払条件(支払期日、支払方法など)

納入する製品の品質、提供するサービスの条件などを定められます。

「標準契約書又は標準契約約款を定めるに当たっての注意事項」

1 フリーランスの契約としては、請負契約や準委任契約に該当することが多いですが、請負と準委任(事実行為の委託)には次のような違いがあります。

- ・請負—当事者の一方が、ある仕事を完成させることを約束し、もう一方が、その仕事の完成に対して報酬を支払う契約
- ・準委任—当事者の一方が、ある業務を行うことを相手方に依頼し、相手方がその業務の遂行に対して報酬を支払う契約

2 標準業務委託契約書又は約款の主な規定内容

(業務の内容)

- ・業務内容は、できるだけ具体的に記載すること。
- ・業務期間は、実施可能な期間設定にすること。

(支払条件)

代金(報酬)の額は、業務内容に見合う適切な価格にすることが必要です。

請負は仕事の完成に対する報酬、準委任は業務遂行に対する報酬なので、1日あたり報酬とまらない場合が多いですが、完成までに要する時間や業務遂行に必要な期間に照らし、雇用における最低賃金を実質的に下回らない時間単価となるようにすることに留意ください。

具体的な報酬の額を個別の取引の見積書等で決めるとしても、あらかじめ標準契約書において、単価を定めたり、どのように報酬を計算するのかについて定めたり、やりなおしを求める場合の費用や条件について定めておくことも考えられます。

※条件をあらかじめ定めておき、これを相手方に明示することで、後になって予想もしていない安い代金(報酬)の額を提示されたり、代金に含んでいない、想定していなかった作業が追加されることを防ぐとともに、明示された条件をもとにした交渉の活発化も期待されます。

(支払方法)

金融機関口座への振込みなど、確実に支払いを受けられる支払方法となるように決めておくことが望まれます。

(権利の帰属)

知的財産権が含まれる場合に、どちらの当事者に帰属することとなるのか、あらかじめ決めておくことが望めます。

また、知的財産権を譲渡したり、使用を認めるときには、その範囲を決めておくことが望まれるとともに、相当の対価も支払う必要があることに留意ください。

(秘密の保持)

業務遂行上で、何を秘密にするのか明確になるようにすることが望めます。

不用意に秘密保持の範囲が広がらないよう、「秘密情報」と明示されたものだけを、秘密として扱うとすることも考えられます。

(権利義務の譲渡等)

権利義務(契約上の地位)が譲渡されると契約の相手方が変わることになるので、相手の許可なく譲渡することはできないようにしておくことが望めます。

(契約不適合責任)

依頼を受けた通りに仕事ができないときに負わなければならない責任ですが、責任が過大なものにならないようにしておく必要があります。

受注者側に原因がない場合でも一方的に負担を求めるような内容とならないようにすることに留意ください。

(損害賠償)

業務遂行上で義務を果たしていないことによって損害を与えたときの責任ですが、責任が過大なものにならないように上限を設定するなどしておくことが望めます。

(不可抗力)

どうしても避けられない事情で、契約を実行できなくなる時のことを定めておくようにしておくことが望めます。

(解除)

契約が途中で打ち切られる場合を定めるものであるため、契約を解消するには重大な違反行為があったときや、相手方が破産手続を開始したときなどに限って定めるようにしておくことが望めます。

(中途終了の場合の扱い)

解除など契約がやむを得ない事情で途中で終了する場合の報酬の扱いを明確にしておくことが必要です。

途中で終了した時点における遂行した割合に応じた報酬を支払う旨を定めることも考えられます。

(反社会的勢力の排除)

業務を行うことで、反社会的勢力に巻き込まれないようにするため、契約当事者が反社会的勢力に関わらないよう厳格に定め

ておくようにしておくことが望めます。

(存続条項)

業務委託の期間が終わったあとも秘密の取扱いなど契約後に継続させる義務を定めるようにしておくことが望めます。

(裁判管轄)

紛争となったとき、どこで裁判所で解決するのか定めておくことが、紛争を適切に解決するために望めます。

(協議事項)

契約で定めなかった事項で問題が生じたときは、お互い誠実に協議することを定めるようにしておくことが望めます。

(更にフリーランスの保護のため、契約の継続性について考えられる規定)

契約の性質上、当事者の一方または双方の財、サービスの提供が一定期間にわたって継続する契約(継続的契約)について、次のような規定が考えられます。

「当事者間に、契約締結時またはその後期間満了時まで継続的契約を更新する明示または黙示の合意が成立したものと認められる場合には、その契約は更新される。」

あるいは、「契約の目的、契約期間、従前の更新の経緯、更新を拒絶しようとする当事者の理由その他の事情に照らし、更新を拒絶することが信義則上相当でないと認められるときは、当事者は、相手方の更新の申し出を拒絶することができない。」

また、当初から一定期間、継続することが想定されている契約については、特段の意思表示をすることなく更新されるよう、また、更新しない場合であっても、前もって十分な期間を空けて通知がなされるよう、次のような規定を置くことも考えられます。

「契約期間は、契約日から●年間とする。ただし、期間満了の●か月前までに、何らの書面により通知がなされない場合には、さらに1年間同一条件でこれを更新し、以後も同様とする。」

(※1) 組合で定める前に法律専門家に「標準契約書」又は「標準契約約款」の内容をチェックしてもらいましょう!

(※2) 組合員と取引関係にある事業者と組合が団体協約、組合協約を結ぶことによって、納品する製品やサービスの最低価格などの取引条件を決めることができます。団体協約、組合協約等の組合制度の相談は、最寄りの中小企業団体中央会にお尋ね下さい。

[団体協約は次をクリック](#)

https://www.chuokai.or.jp/images/2023/07/230720_dantaikyoyaku.pdf